

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、島根県市町村総合事務組合財務規則（平成 16 年規則第 1 号）第 31 条の規定により公告する。

令和 8 年 8 月 2 1 日

島根県市町村総合事務組合 管理者 飯塚 俊之

1 調達内容

- (1) 件 名 島根県市町村総合事務組合公用車（小型乗用車 2WD）のリース（借り上げ）
- (2) 借上台数 1 台
- (3) 借上期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 3 1 日（5 年間）
- (4) 納入期限 リース（借上）開始日まで
- (5) 納入場所 島根県市町村振興センター地下駐車場
- (6) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格（全ての項目を満たすこと）

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7 年から令和 9 年までの島根県入札参加資格者名簿（物品の売買、借入れ等）の営業種目（大分類「借入品」小分類「車両船舶」）に掲載されている者であること。
- (3) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (4) 島根県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。
- (5) 納入物品の不具合等の発生時に、速やかに対応できる態勢を整えている者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所

ア 本組合事務所

島根県松江市殿町 8 番地 3 島根県市町村振興センター 4 階
島根県市町村総合事務組合総務課

イ 本組合ホームページ

URL <https://www.shimane-ssjk.jp/>

(2) 入札説明書の交付期間

令和 8 年 8 月 21 日（金）～令和 8 年 9 月 2 日（水）

閉庁日を除く毎日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(3) 入札説明会の日時及び場所

説明会は行わない

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年9月28日(月)午前10時00分

イ 場所 島根県市町村振興センター 3階会議室

4 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積った契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県市町村総合事務組合財務規則(平成16年規則第1号)第35条の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県市町村総合事務組合財務規則第54条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に示す入札参加資格認定申請書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県市町村総合事務組合財務規則第39条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県市町村総合事務組合財務規則第37条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。